堺市消防局からのお知らせ
【令和3年11月15日更新】

風水害対策の実施計画を作ろう!!

出典：総務省消防庁ホームページ

1　近年の状況

ゲリラ豪雨や台風などによる激甚災害が頻発

ガソリンスタンドや危険物倉庫などにおいて浸水や強風等による被害が多数発生

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」が総務省消防庁にて公表

風水害対策実施計画の作成など危険物施設の事業所が講じるべき対策が示されました。

2　風水害対策実施計画とは？

フェーズ１
平時からの事前の備え

フェーズ２
危険性が高まってきた場合の応急対策

フェーズ３
天候回復後の点検・復旧

３つの段階ごとに、災害リスクと対策を検討・策定し、これに基づき実行していくものです。

3　つくり方は？

①ハザードマップで、降雨などに伴う浸水高さ等の災害リスクを確認しましょう。ハザードマップは堺市、高石市、大阪狭山市各市役所の窓口又はホームページにて公開されています。

②「風水害対策のポイント及びチェックリスト」を参考に、必要となる応急対策等を検討してください。

出典(一財)日本シャッター・ドア協会

③検討事項を「風水害対策の実施計画(作成例)」に追加、又は修正して、想定される災害リスクに応じた実施計画を作成してください。

④定期的に風水害を想定した教育訓練を行い、効果的で実態に即した実施計画となるよう、随時見直しを図ってください。

QRｺｰﾄﾞ

- 風水害対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
- ﾎﾟｲﾝﾄ及びﾁｪｯｸﾘｽﾄ
- 風水害対策実施計画

4　作成後は？

あなたの事業所

予防規程の作成が必要

予防規程に定め予防規程の変更申請書を管轄消防署に申請してください。

予防規程の作成が不要

社内規定等に定め、消防機関による査察等の機会に情報提供を行ってください。